

2 世田谷区の市民活動団体に関する調査研究

1 本研究の背景と課題	21
2 市民活動の系譜	22
3 区内市民活動団体の区政参加と地域参加	27
4 結論	36
資料	39

世田谷区の市民活動団体に関する調査研究

金澤 良太*

1. 本研究の背景と課題

せたがや自治政策研究所は、平成 25 年度まで住民力の研究を継続しておこなってきた。住民力とは、地域社会に存在する資源の総体としての地域力の一部をなすもので、個々の住民が持つソフトな資源を指す概念である。われわれは 2008 年と 2009 年の計 2 回、首都大学東京と共同で無記名自記式の郵送調査をおこなった。それ以降、調査で得た量的データの統計的分析を進めると同時に平成 23 年度には事例調査もおこない、住民力の解明に努めてきた。これらの調査研究の成果は、平成 21 年度から平成 25 年度まで毎年、当研究所の活動報告書『せたがや自治政策』で公表されてきた¹。住民力調査で問われたのは、地域参加と区政参加における住民の力量であったといえる。

住民力は個々の住民が持つ資源であり、それが住民の地域自治や区政参加、行政と住民の協働にとって持つ意義は大きい。ただし、住民は全くの個人としてだけでなく、何らかの組織や団体として、もしくは組織や団体を通して、地域や区政に参加するという側面があることにも注目しなければならない。地域に存在する各種団体の地域参加・区政参加の状況によって、個々の住民の地域参加・区政参加のあり方や可能性が左右されることが推測される。そこで、区内に所在ないし区内で活動する団体を対象とした調査を企画したわけである。

地域には様々な団体が存在するが、本研究はいわゆる市民活動団体を対象とする。主体的・自発的な活動をおこなう市民活動団体には長い歴史を持つものも存在するが、1990 年代後半における阪神淡路大震災を契機としたボランティア活動の活発化と NPO 法の成立がきっかけとなり、市民活動への社会的注目が高まることとなった。2000 年代に入ると、市民と行政の協働=パートナーシップや新しい公共をうたう政策が多くの自治体で推進されるようになり、市民活動団体の行政参加が期待されている状況にある。さらには、地域生活が変容している中で、地域社会形成における市民活動の可能性も盛んに論じられている。しかしながら、現在に至るまで、市民活動団体は未だその活動実態でさえ十分に理解されているとはいいがたい。これは市民活動の裾野の広さや、NPO 法が行政による過剰な指導や監督を避けることで市民活動団体の主体性や自律性を尊重していること等によるだろう。全体像を把握することが難しいということ自体が市民活動の活力や可能性の証左であるともいえるが、そのために市民活動に対して過剰とも思える期待をされることがしばしばあり、期待の大きさゆえに正当な評価がされないこともまたしばしばである。このような状況は、期待する側にとっても、される側にとっても、不幸せな状況であるに違いない

* せたがや自治政策研究所特別研究員

¹ 住民力調査の分析結果については、森岡（2010）や小山（2013）も参照のこと。

い。待望論や印象論に終始せず、地域参加・区政参加という点から市民活動団体の現状と可能性を正当に評価することが求められている。

以上のような理由から、われわれは区内の NPO や任意の市民活動団体を対象にした『世田谷区の市民活動団体に関する調査』を実施した。以下では、まず、市民活動とは何かを理解するために、今日取りざたされるような市民活動へと至る主体的・自発的活動の歴史的展開を述べる。そして、今回おこなった「世田谷区の市民活動団体に関する調査」の結果に基づいて区内の市民活動団体の実態を地域参加と区政参加という点から論じる²。最後に本稿の知見を整理し、結論を述べる。

2. 市民活動の系譜

近年における市民活動への注目の高まりのきっかけは、すでに述べたように、阪神淡路大震災への支援活動に多くの個人がボランティアとして参加したこと——いわゆるボランティア元年——と、それに後押しされるようにして NPO 法の成立をみたことの二つである。これらは 1990 年代後半の出来事であるが、言うまでもなく、そのころに突如として自発的・自主的な市民活動が生じたわけではない。それまでも様々な個人と団体によって活動が展開されてきた中で、社会的に注目を集めるきっかけとなる象徴的な出来事が起こり、それによって市民活動が顕在化したと理解すべきであろう。そこで、本節では現在市民活動と呼ばれる活動形態が、どのような経緯で生成・発展してきたかについて先行研究を参照しつつ論じたい。

今日、特に行政参加の文脈において市民活動と呼ばれるような活動形態には、大きく分けて二つの潮流が集合しているものと思われる。一つ目は市民運動の系譜であり、二つ目はまちづくり運動の系譜である³。もちろん、いずれの系譜にも回収しえない多様な市民活動が存在することは確かである。しかしながら、上記二つの系譜をとりあげるのは、それらが今日の協働＝パートナーシップ施策の基本的な発想へと連なるものであり、その前提条件をなしているからである。以下は市民活動の包括的な歴史的記述ではなく行政参加の深化という点からの記述であるが、今日の市民活動へと至る経緯を理解するうえで一定の意義を持つだろう。なお、地域参加という点では必ずしも行政参加にはつながらないような市民活動も重要な意義を持つことは言うまでもない。この種の市民活動については、本節の最後で簡単に言及しておきたい。

2-1. 市民運動からの展開

まず、市民運動からの流れを説明したい。日本において、西洋由来である市民という近代的主体像が現実的な実感を込めて用いられ始めたのは、1960 年に生起した安保改定反対

² 本調査の概要と単純集計結果は本章末の資料を参照されたい。

³ 両者は現象としては同一であるにも関わらず、担い手のアイデンティティや観察者の意味付与によって区別されたり、あるいは両者が一つのケースに並列ないし融合して存在していたりと、明確な区別が難しいことも多い。本節では各々の系譜の大まかな流れを記述するにとどめたい。

運動に参加した多くの人々を指示対象としてであった。日高六郎は彼らを「立ち上がった市民」と呼んだ。日高は「立ち上がった市民」の基本的特徴を「階層、職業、年齢、性別、思想的立場の相違をこえ、とくに言論、思想、信仰、集会、結社等の自由をかたく守って一歩もゆずろうとしない」（日高 1960: 76）ことであると述べ、特にそれまでの運動家像との対比で「第一には、無党無派であること、第二には、政治的野心を持っていないこと、第三には、二十四時間活動家ではなく、それぞれが職業を持つ生活人であり、いわば『パートタイマー』的参加者であること、第四には、組織の指令によってではなく、自発的に、そして経済的には『自腹を切って』参加していること」（日高 1960: 97）といった点を指摘した。これ以後、市民としての意識を持って主体的・自発的に社会参加をする諸個人がおこなう運動は、他の運動形態と区別して市民運動と呼ばれることとなる⁴。

日高が見出した市民的性向をもつ人々は、1960年代から、平和人権運動、公害反対運動、消費者主権運動、対抗文化運動等の担い手として、市民運動を展開することとなる。それらの運動が1980年代におけるネットワーク概念の導入を経ることで、今日の市民活動へと展開してきたのである（高田 1998ab）。1980年代からの市民運動の変容は、それまで運動が依拠していた「体制の拒絶」という戦略が、必ずしも有効性をもちえなくなってきたという事情がある。市民運動の在り様の変化は、新原と牛山によれば次のような社会情勢を背景としている。すなわち、「70年代に入ってから低成長への移行と、80年代後半から90年代にかけての政治的変動……総評などの労働組合は、『連合』として再編されるなかで階級的労働運動の担い手としての役割を終え、社会党（社会民主党）が政権与党として自民党と連立政権を形成するに至って、市民運動もいわゆる反体制的な存在としてばかりでなく、市民の多様な価値観とニーズに裏打ちされたものへと変化してきている」（新原・牛山 2003: 160）。市民の多様な価値観とニーズの顕在化は、高度経済成長を経て、大衆消費社会が言われるほどに、ある程度の豊かさを多くの人々——その中でも、特に都市部の新中間層——が享受できるようになったこととも関連する。社会情勢の変化や運動が争点とするテーマの変容ないし多様化により、それまでの運動のあり方を問い直す動きが生じることとなったのである。

1980年代、拒絶や抵抗を基調とした運動が低調になっていく中で、新しい運動の戦略を担い手たちが模索している状況にあった。そこにリップナックとスタンプスが著した『ネットワークング』が、1984年に邦訳が出版されたことにより、市民運動家たちの注目を集めたのである。リップナックとスタンプスはネットワークングに①ネットワークを形成する②ネットワークを通じて活動するという2つの意味を込めており、ネットワークングがオルタナティブな社会を実現すると述べている。このオルタナティブな社会の実現という発想が当時の市民運動家に受け入れられ、日本版のネットワークングを目指す取り組みが

⁴ 同じ頃、都市社会学において地域への参加が市民意識によるものかどうかの研究課題とされることがしばしばあった（倉沢 1968; 奥田 1973）。都市社会学者が関わったコミュニティ行政も、理念としては、市民的意識を持った住民による地域社会形成を目指していた。市民運動に限らず、様々な場面や文脈における市民意識の発揮が問われた時代であったといえよう。なお、コミュニティ行政については後で言及する。

活発に行なわれた。それにより、拒絶や対立ではなく提案やパートナーシップを基調とする市民運動が生じ、その中に市民活動を自称するものが現れてきたのである(高田 1998a)。さらに、日本にネットワーク概念を導入した市民運動は、1990年代に入るとNPO法成立を目指す運動へと展開していった(高田 1998b)。NPO法が成立した理由を市民側の働きかけのみに求めることはできないが、法律の対象となりうる市民活動団体が実際に存在していたということは過小評価すべきではないだろう。

2-2. まちづくり運動からの展開

1970年代以降のまちづくり運動も、今日の市民活動の主要な構成要素となっている。数多く生じたまちづくり運動は、地域の状況を反映して多様な形態をとって現われた。まちづくり運動は決して一枚岩的に論じ得るものではないが、大雑把に分けると、反公害等の住民運動から出発した潮流と、コミュニティ行政と関連して展開した潮流がある。これら二つの系譜も、ひとつの事例で混ざり合っていることもあるが、以下ではとりあえず区別して論じたい⁵。

1960年代から、環境汚染・破壊をとまなう大規模開発や企業活動によって生じた公害に対して、告発・抵抗型の住民運動が多発した。それら住民運動には、しばしば地域住民にとどまらず日本全国から市民として運動に参加する者も現れ(日高 1973)、激しい抵抗運動を展開した。西尾勝は当時の日本国内の住民運動調査の結果から、次のような指摘をしている。まず、住民運動は大きく分けて、「既成の地縁団体が主体となって、自治体に地域生活環境施設の改善を陳情請願したり、あるいは自助的なコミュニティ活動を行うもの」(西尾 1973: 73)と、「特定目的のために新たに組織された任意の市民団体が主体となって、公害その他の地域生活環境の悪化をまねくおそれのある具体的な作為を阻止するために、その原因者に抗議するもの、あるいはこのような事態を事前に回避するために自治体に具体的な措置を建議するもの」(西尾 1973: 73)がある。前者はいわば「古い型の住民運動」であり後者は「新しい型の住民運動」であるとしているが、両者が混在ないし融合していることを認めている。運動の争点によって区別すると、前者は「作為要求型」(西尾 1973: 73)としての性格が強く、後者は「作為阻止型」(西尾 1973: 73)としての性格が強いものとして特徴づけられる。そして、メディアに注目されたのは主に作為阻止型の住民運動であり、作為阻止型の住民運動の台頭によって住民運動という概念が世間一般に定着したと述べている。

住民運動が作為の阻止を基調としている限りでは、抗議の相手から問題解決へ向けた対応を引き出すことに成功すると、徐々に運動は収束していく。しかしながら、一方で当初は反公害や反開発を基調としていた運動の一部で争点の再設定がされ、他方で急激な都市

⁵ たとえば、神戸市長田区丸山地区はもともと住民運動として出発しており、「たたかう丸山」とも称されるまちづくり運動が、後に自治省によってモデルコミュニティとして指定された。このように、現実にはここで示した二つの系譜が一つの地域で連続していたり同時進行していたりする。丸山の事例については、奥田(1983)および広原(2013)を参照されたい。

化の下における乱雑な宅地開発や社会資本の不足等への住民の不満が高まる中で、地域環境・地域生活の防衛のみならず改善・拡充をめざす運動が現れた（広原 2013）。それがまちづくり運動として注目を集めたのである。生活環境の維持や防衛を目指した告発・抵抗から、生活環境の改善や一層の向上を目指した提案・協働型のまちづくり運動へという流れが存在するのである。とりわけ、自主的・自発的につくられた住民団体が中心的担い手となっている事例は、町会・自治会とは異なる住民自治や行政参加のあり方として、その可能性が問われたのである。

ところで、自主的・自発的に結成された新しい住民団体による住民自治・行政参加という、住民運動から展開したまちづくり運動が切り開いた可能性は、1970年代から推進されたコミュニティ行政の政策目標と重なっていたとも言える。コミュニティ行政は、1969年に発行された国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会の報告『コミュニティ—生活の場における人間性の回復』を出発点とし、自治省のモデルコミュニティ事業を経て、多くの自治体で展開された。

まずは、コミュニティ行政の出発点において目指されたコミュニティとはどのようなものであったか確認しておきたい。1969年の報告において、コミュニティは「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」（国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会 [1969] 2005: 155-6）を意味するものとされている。このように概念規定されるコミュニティが取りざたされた背景には、都市化によって既存の地域住民組織の存続が危ぶまれたこと、既存の地域住民組織の影響力が弱い郊外新興住宅地での住民組織化が必要とされたこと、地域社会の民主化が規範的目標とされていたことなどがあったと言われる。これらの背景を反映するように、1969年の報告では「民主的な住民自治の基体として『コミュニティ』が構想されていた」（玉野 1998: 42）のだが、具体的な施策と移されるにしたがって当初の構想は変質していく。1971年自治省が定めた『コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱』においては、「施策の重点が施設建設による生活環境整備に置かれており、当初のコミュニティ理念は『地域的な連帯感にもとづく近隣生活』に置き換えられ」（玉野 1998: 43）てしまう。その結果、各自治体で具体化されたのは、施設整備としてのコミュニティ・センターの建設と、その管理運営の委託先となる住民組織の新規結成であった⁶。

自治体におけるコミュニティ行政が以上のような経緯を踏まえて実施されたものであったため、理念としては良いが実施段階では「ハコモノ行政」になってしまったとか、そもそも行政が推進するという点で本来のコミュニティ理念と矛盾する「官製コミュニティ」にすぎない等の批判がされた。ただし、様々な批判がされたとはいえ、コミュニティ行政をきっかけとして、住民運動からの展開とは違った文脈でまちづくり運動の生起がみられ

⁶ ここでは自治省の要綱にもとづいて展開された市区町村のコミュニティ行政を念頭に置いている。しかし、コミュニティ行政はそれだけに限定されるものではない。その全体的な動向については園田（1978）を参照のこと。

たことは事実である。コミュニティ行政の実施過程において、行政主導ではない草の根のまちづくり運動が重要な役割を果たしたケースは確かに存在する（高田 1994）。ハコモノ行政の批判は的外れではないし、コミュニティ行政における参加は行政の執行過程における参加にすぎなかったとの批判もあるが、コミュニティ・センター設置等の取り組みが住民・市民の自主的・自発的な活動を促し、行政参加の経験を蓄積したことは積極的な評価がされている（玉野 2007）。

2-3. 地域参加・行政参加の媒介としての市民活動団体

以上のような経緯を経て、①提案やパートナーシップを基調とする活動手法の確立、②市民活動の制度的後ろ盾としてのNPO法の成立、③自主的・自発的に活動する住民・市民の行政参加経験の蓄積という、今日の協働＝パートナーシップ施策の前提条件が結果的に準備されることとなったのである⁷。中でも、今日の市民活動のあり方に大きく影響しているのはNPO法であろう。NPO法が市民活動団体に法人格取得の道を開き、法人格を取得することで市民活動団体は社会的信頼を勝ち取ることができ、行政との協働＝パートナーシップが可能になったということが言われる。しかしながら、このような状況のために、かえって法人格をもたずに活動している市民活動が見えづらくなっていることも否めない。NPO法人として活動するだけの資源がなかったり、意図的に法人格の取得を避けていたり、事情は様々であろうが、自発的な活動の受け皿としての任意団体もNPO法人と同じように重要である。本節はあくまで行政参加へと至る市民活動の展開を概的に描いたにすぎず、法人格を持っていないからと言ってその団体の活動の意義が劣るということは決してない。

さらに、地域参加という面からいえば本節の記述には馴染まないもの——たとえば余暇や趣味のサークルのようなもの——にも目を配る必要がある。たとえば、中田実は活動の目標として「直接地域管理にかかわり、日々の生活課題の処理や地域問題の解決をめざすもの」（中田 1990: 211）を問題解決型、「地域生活そのものの充実、発展をめざすもの」（中田 1990: 211）を生活充実型と呼び、有志参加の生活充実型活動として「文化・スポーツクラブなど、個人をメンバーとする活動」（中田 1990: 211）を挙げている⁸。生活充実型は必ずしも問題解決型ほどには行政参加には結びつかないかもしれないが、地域生活において両者は同等に重要な役割を果たしているのである。

以上を踏まえると、大雑把に今日の市民活動団体のタイプとして、特定地域のためというよりも普遍的な価値観に基づいて活動を展開する市民運動型、特定地域の生活課題の処理ないし地域問題の解決を目指すまちづくり型、個人・家族や地域の生活そのものの充実

⁷ これらはいくまで市民の側の前提条件であって、行政側の前提条件と政策の論理がかみ合う事で、協働＝パートナーシップ施策は多くの自治体で実施されることとなった。この点については玉野（2007）や牛山（2011）を参照されたい。

⁸ まちづくり運動は中田（1990）が言うところの有志参加・問題解決型としての性格が強いといえる。また、コミュニティ行政における市民・住民の自主的・自発的活動は有志参加・問題解決型と有志参加・生活充実型の両方を含むものとして想定されていた。

や発展を目指す生活充実型がこれまでの研究では認識されてきたと言えよう。これらは住民の地域参加・行政参加において、それぞれ異なった役割を演じていると思われる。もちろん、実際にはこれら 3 つの型に当てはまらない市民活動団体があったり、他により適切な類型化が可能であるかもしれない。以下の節では団体の類型化に関して立ち入った分析をしていないが、現在市民活動と呼ばれる活動形態は複線的に展開してきたものであり、したがって市民活動団体には多様性が存在するという認識のもとに今回の調査は設計されている。NPO を対象とした調査は数多く存在するが、本調査が任意の団体も対象にふくめた理由はここにある。

3. 区内市民活動団体の区政参加と地域参加

本章では『世田谷区の市民活動団体に関する調査』の結果に基づいて、区内市民活動団体の区政参加・地域参加の状況を述べたい。その前に、まずは今回の調査で回答のあった団体の基本情報を提示しておくことが必要だろう。

3-1. 基本情報

今回の調査の有効回収数は 260 団体であり、そのうち法人格を持つ団体 (=NPO) が 151 団体、法人格を持たない任意団体が 104 団体、不明な団体が 5 団体であった。調査時点で区内に所在する NPO の数は 494 団体であったので、NPO については約 3 割の団体から回答を得たことになる。任意団体に関しては包括的な団体リストが存在しないので、そもそも区内にどれだけの数が存在するかは分からない。今回、調査対象となった任意団体の数は 244 団体であったので、調査対象として把握できた任意団体のうち 4 割から回答を得たことになる。

	1940年代	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年以降
設立数	1	2	3	3	10	33	124	65

表1 年代別の団体設立数

※2010年以降は調査時点まで

つぎに設立年を確認したい(表1)。もっとも設立年の古い団体は、1940年代に設立したものがあ。今回の調査で回答のあった団体の多くは、2000年代にはいつから設立されている。すでに活動をやめたり解散してしまった団体の存在を考慮すれば、今回の結果をもって2000年代に入ってから多くの団体が設立されるようになったとは言えない。しかしながら、1998年12月に特定非営利活動促進法が施行されたことが、回答のあった団体の多くが2000年代に入ってから設立されていることと関連していると推測される。そこで、この点を確認するために、1998年以降に設立した団体数と法人格を取得した団体数の推移

を示したものが図1である。毎年一定数の団体が設立され、法人格の取得もされていることがわかる。これが相対的に多いかどうかは、他の自治体と比較してみなければ分からない。団体設立数をもっとも多いのは2011年であるが、これは同年3月に東日本大震災が発生したことが直接・間接に影響していると推察される⁹。さらに、1998年以降に設立し、法人格を取得している団体について、団体設立から法人格取得までの期間を確認すると、7割以上の団体は、設立された年と同じ年に法人格を取得している(表2)。したがって、現在NPOとして活動している団体は、ほとんどの場合は最初からNPOとして活動することを想定して団体を設立していることが推察される。NPO法の存在が団体の設立を促している側面があると言えよう。

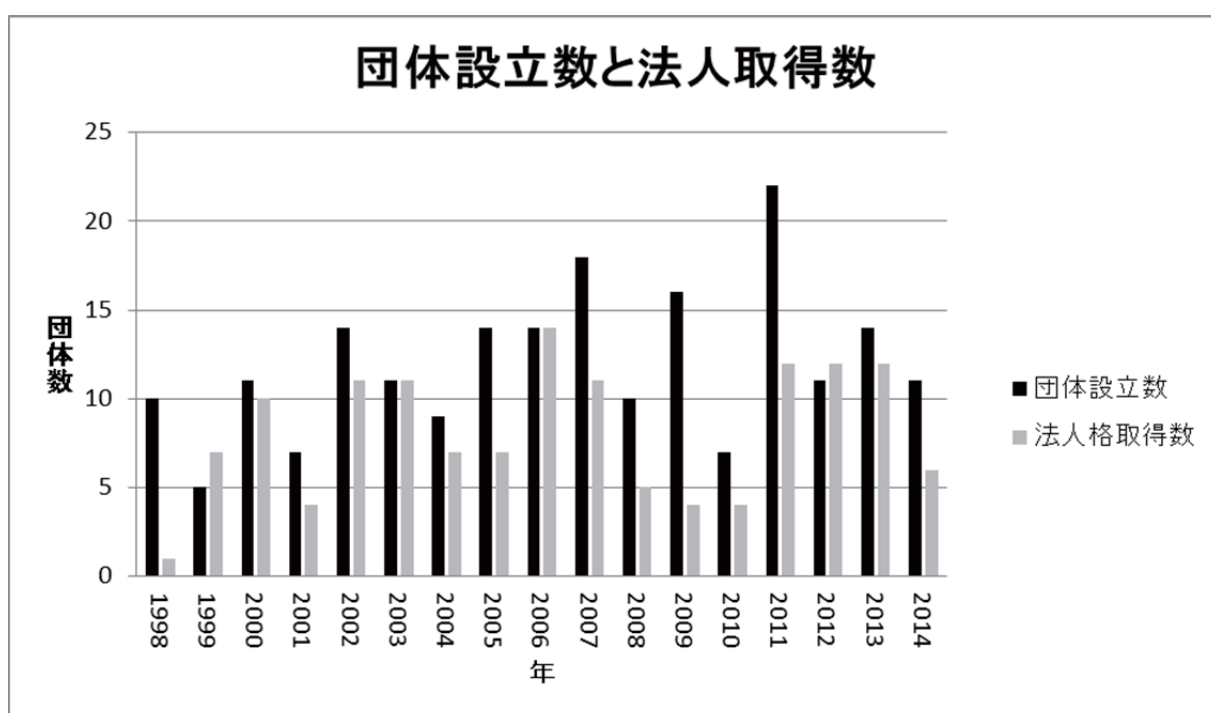


図1 1998年以降の団体設立数と法人取得数

※2014年は調査時点の数値なので参考値

	団体数	有効パーセント
0年	84	75.7
1年	10	9.0
2年以上5年未満	8	7.2
5年以上	9	8.1
合計	111	100.0

表2 1998年以降におけるNPOの団体設立から法人格取得までの期間

⁹ '11年に設立された団体のうち、活動分野(問4)で被災地支援が該当すると回答した団体は81.8%である。

団体の活動の規模を示す基本的な情報として、資金と活動メンバー数を確認したい¹⁰。団体の収入面に関しては、年間10万円以上50万円未満と回答している団体が約3割であり、全体的に活動資金の規模は小さいといえる。さらに年間収入を法人格の有無で分けると(表3)、任意団体は資金規模が概して小さく、年間収入が300万円以上の団体が区内には存在しない。NPOに関しては年間収入1000万円以上の団体が26.2%を占める一方で、年間収入50万円未満の団体が24.2%を占めている。NPOは資金規模の大きな団体と小さな団体で二極分化している状況にあることが分かる。活動メンバー数については、任意団体だからといってNPOと比べて人数が少ないということはなく、100人以上が活動しているという団体も存在する(表4)。任意団体はNPOと比べて資金面では規模が小さいが、活動メンバー数で見ると、必ずしも活動の規模が小さいとは言えないだろう。

団体の年間収入	全団体	NPO	任意
10万円未満	36(14.2%)	12(8.1%)	24(23.1%)
10万円以上50万円未満	77(30.3%)	24(16.1%)	53(51.0%)
50万円以上100万円未満	19(7.5%)	14(9.4%)	5(4.8%)
100万円以上300万円未満	23(9.1%)	16(10.7%)	7(6.7%)
300万円以上500万円未満	16(6.3%)	16(10.7%)	0(0.0%)
500万円以上1000万円未満	18(7.1%)	18(12.1%)	0(0.0%)
1000万円以上	39(15.4%)	39(26.2%)	0(0.0%)
昨年度収入はなかった	26(10.2%)	10(6.7%)	15(14.4%)
合計	254(100.0%)	149(100.0%)	104(100%)

表3 団体の年間収入(平成25年)

※欠損値により、NPOと任意団体の合計が全団体と一致しないことがある。

¹⁰ 会員数ではなく活動メンバー数によって活動の規模を示す理由は、会員と非会員の区別がはっきりとはしない団体が全体の約3割存在することによる(調査票問12)。しかも、任意団体の半数程度が会員・非会員の区別がはっきりしないと回答しているので、任意団体とNPOを比較するには活動メンバー数を用いる方が適切だといえる。

活動メンバー数	全団体	NPO	任意
10人未満	54(21.9%)	34(23.1%)	19(19.2%)
10人以上20人未満	79(32.0%)	51(34.7%)	28(28.3%)
20人以上30人未満	41(16.6%)	18(12.2%)	23(23.2%)
30人以上40人未満	28(11.3%)	16(10.9%)	12(12.1%)
40人以上50人未満	7(2.8%)	5(3.4%)	2(2.0%)
50人以上60人未満	8(3.2%)	5(3.4%)	3(3.0%)
60人以上70人未満	3(1.2%)	1(0.7%)	2(2.0%)
70人以上80人未満	2(0.8%)	2(1.4%)	2(2.0%)
80人以上90人未満	6(2.4%)	4(2.7%)	0(0.0%)
100人以上	19(7.7%)	11(7.5%)	8(8.1%)
合計	247(100.0%)	147(100%)	99(100.0%)

表4 活動メンバー数

※欠損値により、NPOと任意団体の合計が全団体と一致しないことがある。

今回の調査で回答のあった団体の所在地を出張所・まちづくりセンターおよび支所別にまとめたものが表5である。やや濃淡はあるとはいえ、満遍なく区内に市民活動団体が所在しており、大きな偏りは見られない。

出張所・まちづくりセンター	団体数	総合支所	団体数
池尻まちづくりセンター	5		
太子堂出張所	6		
若林まちづくりセンター	12		
上町まちづくりセンター	10	世田谷総合支所	63(25.4%)
経堂出張所	18		
下馬まちづくりセンター	8		
上馬まちづくりセンター	4		
梅丘まちづくりセンター	17		
代沢まちづくりセンター	6		
新代田まちづくりセンター	8	北沢総合支所	52(21.0%)
北沢出張所	8		
松原まちづくりセンター	8		
松沢まちづくりセンター	5		
奥沢まちづくりセンター	3		
九品仏まちづくりセンター	5		
等々力出張所	9	玉川総合支所	47(19.0%)
上野毛まちづくりセンター	2		
用賀出張所	15		
深沢まちづくりセンター	13		
祖師谷まちづくりセンター	3		
成城出張所	9		
船橋まちづくりセンター	23	砧総合支所	58(23.4%)
喜多見まちづくりセンター	10		
砧まちづくりセンター	13		
上北沢まちづくりセンター	7		
上祖師谷まちづくりセンター	8	烏山総合支所	28(11.3%)
烏山出張所	13		
合計	248		248(100.0%)

表5 市民活動団体の所在地

3-2. 地域参加

市民活動団体の地域参加は、団体と地域社会との関係を聞いた質問への回答から端的に確認することができる。表6を見れば分かる通り、地域社会と密接に関係しながら活動している団体がほぼ半数であり、地域社会とある程度関係を持ちながら活動している団体が4割弱であるので、区内のほとんどの市民活動団体は地域参加をしていると言える。ただし、回答者の主観的判断が入り込む余地がないとは言えず、この結果を額面通りに受け取って良いのかという疑問を持たれる読者もあるだろう。そこで、この結果を支持するデータとして、団体の活動分野と交流のある団体を示したい。

密接に関係しながら活動している	122(49.0%)
ある程度関係を持ちながら活動している	94(37.8%)
あまり関係を持たず活動している	20(8.0%)
関係を持たず活動している	13(5.2%)
合計	249(100.0%)

表6 地域社会との関係

市民活動団体は、その成員が見出した社会的課題に対して自主的・自発的に活動する団体であるので、団体ごとに活動を展開する分野は異なってくるし、複数の分野に活動がまたがることも多々ある。多様な活動分野の中には、地域参加しなくても可能なものもあれば、その反対に必然的に地域参加しなければならないものもある。区内の市民活動団体の活動分野は図2のとおりである。まちづくりが107団体と最も多く、教育が73団体、地域の居場所づくり70団体とそれに続く。まちづくりには様々な分野におけるまちづくりがあるので多くの団体に該当しやすいということもあろうが、まちづくりは地域と関係を持つことによって初めて可能になる活動なので、多くの団体が地域に参加しながら活動していることのひとつの証左となる¹¹。地域の居場所づくりに該当する団体が3番目に多いことも、当該分野が地域社会と関係を持ちながら活動する必要があることから、市民活動団体が地域参加していることをある程度裏付けると言えよう。

¹¹ 活動分野(問4)で「まちづくり」が該当すると回答している団体のうち、問6で「地域社会と密接に関係しながら活動している」と回答した団体は65.1%と高い割合になっている。これに「地域社会とある程度関係を持ちながら活動している」と回答した団体を加えると、まちづくりをしている団体のうち9割以上が地域社会と関係をもって活動していることになる。

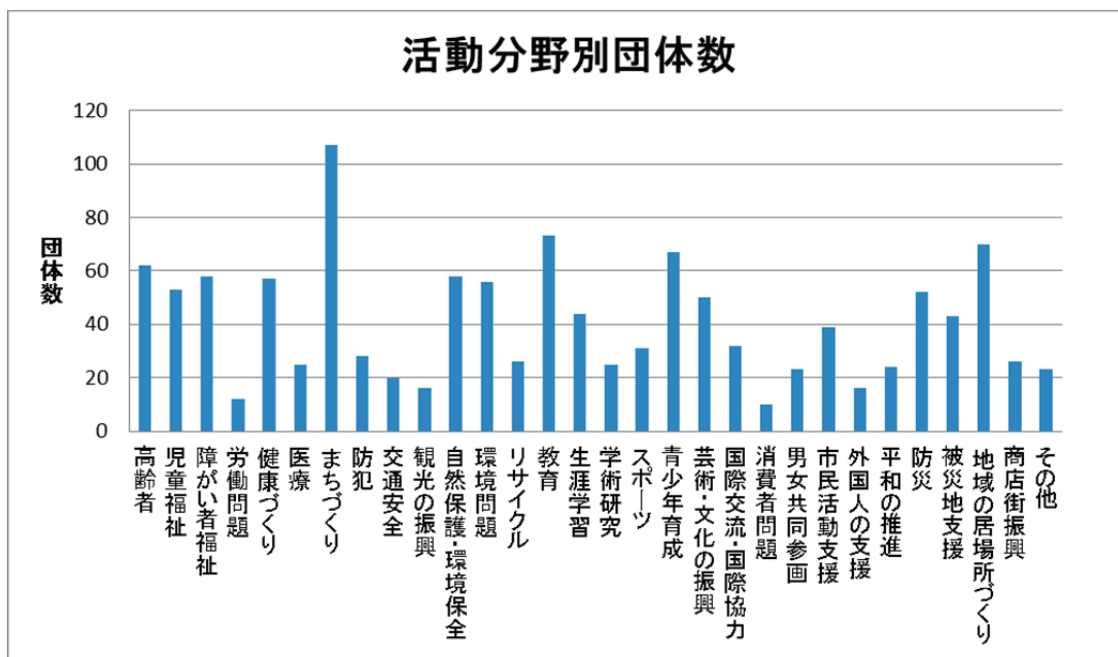


図2 活動分野別団体数（複数回答，n=249）

次に、市民活動団体が地域社会と関係を持ちながら活動しているという点を、市民活動団体が具体的にどのような団体と関係を持っているかという面から裏付けたい。今回の調査では交流のある団体について聞いているが、地域密着的性格の強い団体と多くの市民活動団体が交流していることが分かる（図3）。ほぼ半数以上の市民活動団体が交流したと回答したものは、多い順にPTAが173団体で74.2%、小学校・中学校が138団体で59.2%、町会・自治会が116団体で49.8%であった。これらの団体と実際に交流を持っているということは、確かに市民活動団体が地域社会と関係を持ちながら活動していることを裏づけることになる。

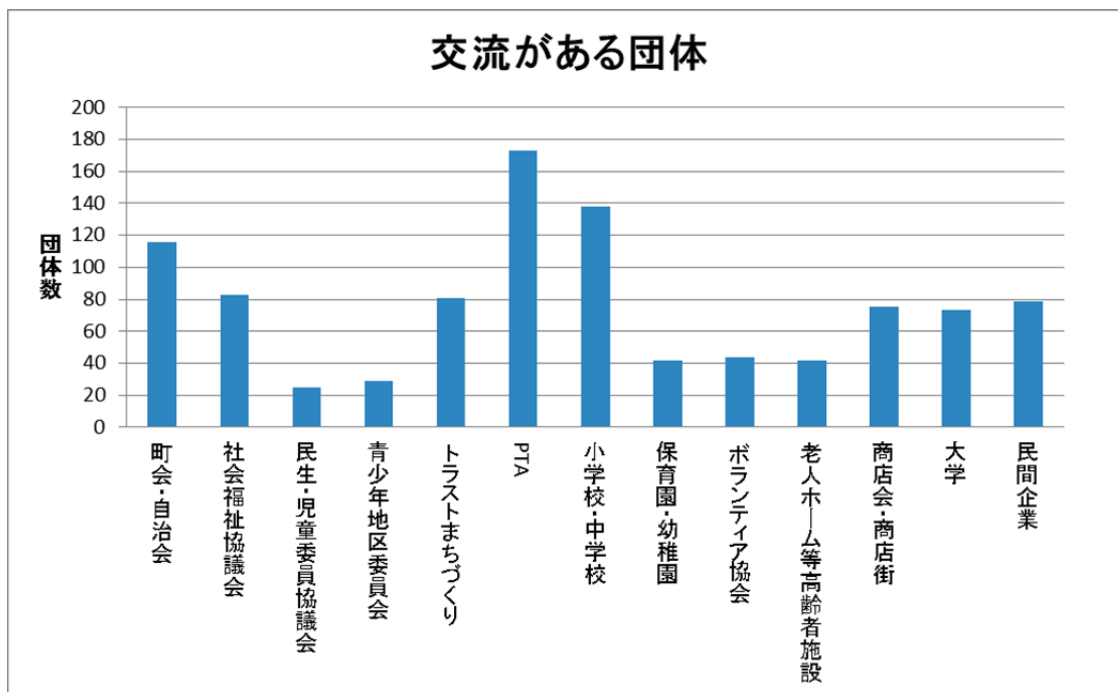


図3 交流を持っている団体（複数回答，n=233）

ところで、地域社会と関係を持ちながら活動している市民活動団体がほとんどであるからといって、必ずしも団体の活動範囲が狭い地域的範囲にとどまっているというわけではない（図4）。世田谷区内については、約半数が世田谷区全域を活動範囲としている。区外の活動範囲については、国内全域や国際的に活動しているという団体が一定数存在し、かなり広域に活動を展開している市民運動的な団体が区内に所在していることが分かる。全体として活動範囲が地域社会という語で想像されるような町内程度の範囲を超える団体がほとんどであるにもかかわらず、地域社会と関係を持っている団体が大多数であるので、市民活動団体の活動範囲の広さは地域参加にとって必ずしも阻害要因になるとは限らないと言えるだろう。

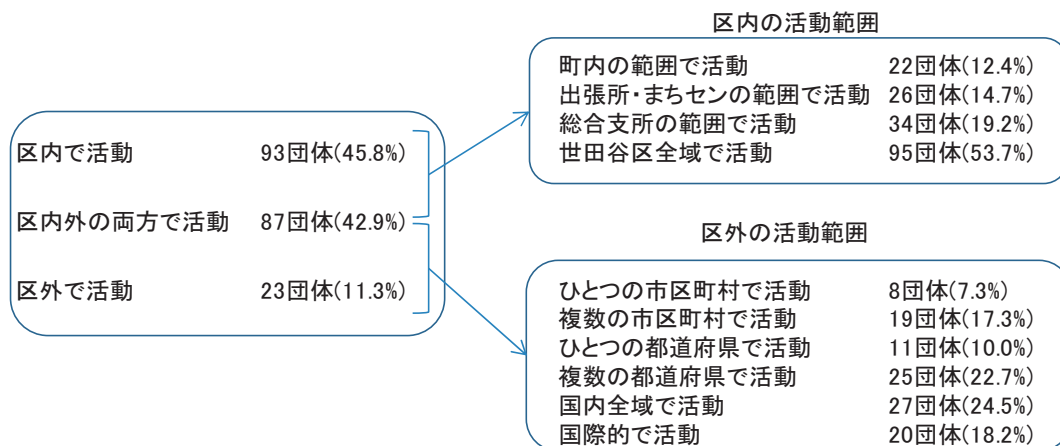


図4 市民活動団体の活動範囲

※欠損値により各々の合計が一致しないことがある

3-3. 行政参加

団体の行政参加を、区とどのような関係にあるか、区と具体的にどのような関係をもったことがあるか、どの課と関係をもったことがあるかという3点から確認したい。まず、1点目に関しては、区と密接に協力しているという団体が32.7%、密接ではないが協力しているという団体が37.8%であり、関係はあるが協力的ではないという団体が6.8%、区との関係はないという団体が22.7%となっている。8割弱の団体が区と関係を持っていると答えしており、そのうちのほとんどは程度の差こそあれ区との関係は協力的であるとしている。ただし、この回答をNPOと任意団体で区別すると、NPOの36.7%が区との関係はないと回答している(表7)¹²。区と協力的な関係を築いているNPOと区と関係を持たず活動しているNPOに二極化していることがわかる¹³。それでも、半数以上のNPOが区とは協力的関係にあると答えていることは、住民にとってNPOは区政参加の重要なルートとなりうる。

¹² 調査対象となった任意の市民活動団体は、本章末の資料のとおり、そもそも行政との関係を持っている団体のため、今回把握しきれなかった任意団体を含めると、区と関係がないという団体が実際にはかなりの数に登ることが予想される。

¹³ 区と関係を持たずに活動しているということは、市民活動にとって必ずしも否定的な意味を持つわけではない。行政と関係を持たないことによって、市民活動団体にとっては、行政の都合と関係なく、自由な自律的に活動を展開できるというメリットもある。とはいえ、住民の行政参加にとっては、NPOが区と関係を築いていることは積極的な意味を持つ。

世田谷区との関係	全団体	NPO	任意
密接に協力している	82(32.7%)	42(28.6%)	36(36.0%)
密接ではないが協力している	95(37.8%)	40(27.2%)	55(55.0%)
関係はあるが協力的ではない	17(6.8%)	11(7.5%)	6(6.0%)
関係はない	57(22.7%)	54(36.7%)	3(3.0%)
合計	251(100.0%)	147(100.0%)	100(100.0%)

表 7 世田谷区との関係

※欠損値により、NPO と任意団体の合計が全団体の結果には一致しない。

区との関係が具体的にはどのようなものであるかという点も、住民の区政参加を左右する重要な要素である。区と具体的にどのような関係をもったことがあるかについては、回答の多い順に補助金・助成金の受け入れが 146 団体、公共施設の利用が 118 団体、イベントへの参加・協力が 112 団体と続く（図 5）。やはり、区との関係では補助金・助成金の受け入れが最も多いことが確認された¹⁴。その次に区との関係として公共施設の利用を該当している団体が多いことから、区の施設が市民活動支援につながっていることが確認された。特に、任意団体に関しては回答のあった団体のうち約半数が公共施設を利用した経験があることが確認され、公共施設の提供が市民活動の裾野を広げることに寄与していることがわかる。3 番目に多いのはイベントへの参加・協力であるが、そのうち 64 団体が NPO である。これは NPO のみに注目した場合、NPO が持ったことのある区との関係の中で最も多い。NPO が区のイベントに協力したり、参加したりすることは、区政への関心の高さを表すひとつの証拠となろう。また、区政参加としては、例えば NPO のアドボカシー機能の意義が語られるように、直接に行政に団体の意見を伝えるということも NPO の意義として重要であるが、そのような関係——ヒアリング・情報提供、区長への陳情・要望、区議会への請願・陳情、各課への要望書・意見書の提出——をもったことのある団体はさほど多くはない。総じて、行政による市民活動支援において NPO・市民活動団体は区と関係を持つことが多いということが言える。

¹⁴ 任意団体で補助金・助成金を受け入れたことがあると回答している団体が多いのは、調査対象団体が助成事業を通じて区や一般財団法人世田谷トラストまちづくりが所在地を把握している団体であることによる。本章末の資料を参照されたい。

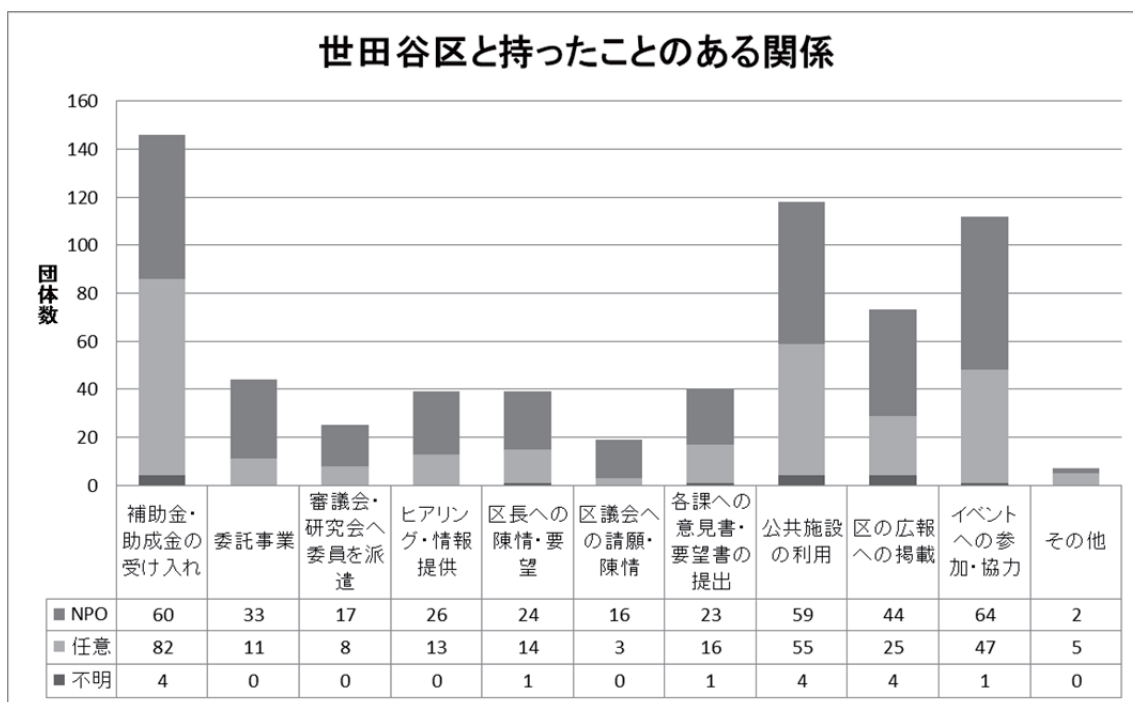


図5 世田谷区との関係（複数回答，n=193）

NPO・市民活動団体が関係を持ったことがあるとして挙げた課は多岐にわたる（調査票問28）。かなり多様な領域において、市民活動団体が区政参加をおこなっているといえよう。多く名前が挙げた課は、順に地域振興課（36団体）、出張所・まちづくりセンター（29団体）、市民活動推進課（25団体）となっている。やはり地域と関係を持って業務をおこなっている課と関係を持ちやすいということがわかった。また、先に述べたように市民活動団体は市民活動支援において区と関係を持っており、それを反映した結果にもなっているといえよう。

4. 結論

本稿では、まず行政参加の文脈で市民活動と現在呼ばれる領域が、市民運動からの展開とまちづくり運動からの展開という二つの歴史的経緯を通じて成立したことを述べた。地域参加の文脈では、行政参加における市民活動に加えて文化・スポーツクラブなどの「有志参加・生活充実型活動」（中田 1990）が市民活動には含まれることを指摘した。続いて、今回実施した調査をもとに、区内市民活動団体の状況を地域参加と行政参加という点から分析した。

まず、区内市民活動団体の基本情報で注目すべき点として、現在NPOとして活動している団体の多くは、活動開始ないし初期の段階で法人格を取得していることが分かった。NPO法が団体の設立を後押しした側面があるといえる。次に、任意の市民活動団体の年間収入は概して低く、NPOは収入の低い団体と収入の高い団体に二極化する傾向にあることが明

らかとなった。ただし、活動メンバー数で比べると NPO と任意団体で大きな差異はなく、活動の規模は多面的な要素から判断する必要があることが分かった。また、団体の所在地に大きな偏りは見られなかった。

次に地域参加については、地域とある程度以上の関係をもちながら活動していると回答している団体がほとんどであり、該当する活動分野としてまちづくりを回答している団体が多いこと、PTA や小学校・中学校そして町会・自治会といった地域密着型の団体と交流をもっている団体が多いことから、市民活動団体の多くは地域参加をしていると言えるだろう。また、区内で活動する市民活動団体の活動範囲が、いわゆる地域社会として想定されるような町内の範囲よりも広いものが多く、世田谷区全域で活動するものは半数を超えることから、活動範囲の広さが地域参加を阻害するとは限らないと言える。

最後に区政参加についての知見をまとめると、まず、NPO は区と協力的な関係を築いている団体と区と関係なく活動している団体に二極化していることが分かった。区との具体的な関係は補助金・助成金の受け入れや公共施設の利用といった市民活動支援の文脈におけるものが多く、NPO の社会的意義としてしばしばいわれるようなアドボカシー活動を区に対しておこなっている団体はそこまで多くないことが分かった。また、市民活動団体が関係を持ったことがある区の課は多岐にわたり、多様な領域における区政参加の可能性を感じさせる一方で、多く名前の挙がる課はやはり市民活動支援の文脈で関係をもったと思われるものであった。

以上をまとめると、地域参加において市民活動団体の多くはある程度重要な役割を担っているが、区政参加においては少数の積極的な団体とそれ以外に大別されると言えよう。多くの団体は自分たちの活動を支援する限りにおいて区との関係を持っており、協働＝パートナーシップ施策において想定される行政と対等に協力して政策を実行したり、区に積極的に政策提言するような団体は少数派である。したがって、区内の大半の市民活動団体は、自主的・自律的に問題解決を図るものや生活充実的性格のものだと推測できる。ただし、たとえそうであっても、地域参加という点においてはこれらの団体は重要な地域資源である。以上のような状況を踏まえ、市民活動の支援に際しては多様な市民活動団体を一律に論じてしまうのではなく、どのようなタイプの団体に何を期待し、その実現に効果的な施策は何であるかを考えていくことが、まずは必要なことであろう。本稿がその一助となれば幸いである。

[付記]

調査を行ったのが平成 26 年 12 月であり、スケジュールの都合上、本稿の執筆時点ではごく簡単な分析を行うにとどまった。より詳細な分析結果は別稿を期したい。

[文献]

日高六郎, 1960, 『1960 年 5 月 19 日』岩波文庫.

- , 1973, 「市民と市民運動」伊藤光晴・篠原一・松下圭一・宮本憲一編『岩波講座 現代都市政策Ⅱ 市民参加』岩波書店, 39-60.
- 広原盛明, 2013, 「先進的まちづくり運動と町内会——神戸市丸山、真野、藤沢市辻堂南部の比較考察」岩崎信彦ほか編『増補版 町内会の研究』御茶の水書房, 324-61.
- 国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会, 1969, 『コミュニティ——生活の場における人間性の回復』（再録：国立社会保障・人口問題研究所, 2005, 『日本社会保障資料』）.
- 小山弘美, 2013, 「世田谷区民の『住民力』に関する調査研究」『都市とガバナンス』19: 95-103.
- 倉沢進, 1968, 『日本の都市社会』福村出版.
- 森岡清志, 2010, 「住民力と地域特性——世田谷区における調査結果から」『都市社会研究』2: 1-18.
- 中田実, 1990, 「コミュニティと地域の共同管理」倉沢進・秋元律郎編『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房, 191-216.
- 新原道信・牛山久仁彦, 2003, 「市民運動の多様性」矢沢修次郎編『講座社会学 15 社会運動』東京大学出版会, 139-78.
- 西尾勝, 1974, 「行政過程における対抗運動——住民運動についての一考察」『年報政治学』25: 69-95.
- 奥田道大, 1973, 「社会的性格と市民意識」倉沢進編『社会学講座 5 都市社会学』東京大学出版会, 197-219.
- , 1983, 『都市コミュニティの理論』東京大学出版会.
- 園田恭一, 1978, 『現代コミュニティ論』東京大学出版会.
- 高田昭彦, 1994, 「コミュニティづくりと市民運動——“武蔵野市コミュニティ構想”の草の根レベルでの実現の試み」社会運動論研究会編『社会運動の現代的位相』成文堂, 63-94.
- , 1998a, 「現代市民社会における市民運動の変容——ネットワークの導入から『市民活動』・NPOへ」青井和夫・高橋徹・庄司興吉編『現代市民社会とアイデンティティ——理論と展望』梓出版社, 160-85.
- , 1998b, 「市民運動から市民活動へ、そしてNPOへ——NPO法案を生み出した市民運動の新しい展開」『アジア太平洋研究』16: 95-116.
- 玉野和志, 1998, 「コミュニティ自治と住民自治」『都市問題』89(6): 41-52.
- , 2007, 「コミュニティからパートナーシップへ——地方分権改革とコミュニティ政策の転換」羽貝正美編『自治と参加・協働——ローカル・ガバナンスの再構築』学芸出版社, 32-48.
- 牛山久仁彦, 2011, 「住民・行政の協働と分権型まちづくり」『都市社会研究』3: 16-26.

[資料]

『世田谷区の市民活動団体に関する調査』調査概要

1. 調査目的

世田谷区に所在ないし区内で活動している市民活動団体の活動実態や行政との関係、地域の団体との連携状況を明らかにし、地域における協働を進めるための研究として行った。併せて、団体のリーダーの社会的属性を知るために『団体のリーダーに関する調査』を本調査の別紙として実施した。

2. 調査対象

区内に所在ないし区内で活動している市民活動団体が調査対象である。しかしながら、市民活動団体の包括的なリストは存在しない。そこで、以下にあげる3つの団体リストを組み合わせ、重複を除いた738団体すべてを調査対象とした。

①区のホームページで公開されている区内NPO法人一覧

(調査時点で最新であった平成26年9月30日時点のものを用いた)

②平成26年度地域の絆ネットワーク事業および平成25年度地域の絆推進事業の補助金交付団体

(ただし町会・自治会関連団体もしくはPTAであることが明らかなものを除く)

③一般財団法人 世田谷トラストまちづくりが平成26年度までに助成したことがあり、現在の連絡先を把握している団体

3. 調査方法

自記式の郵送調査をおこなった。調査票は団体の代表者宛に送付し、記入は団体のリーダーもしくは団体についてよくご存知の方をお願いした。なお、併せて実施した『団体のリーダーに関する調査』への回答はリーダー本人をお願いした。

4. 調査期間

平成26年12月5日に調査票を発送し、回収期限を同年12月19日までとした。なお、平成27年1月末日までに返送のあったものを有効票として集計した。

5. 回収

738団体に調査票を発送し、263団体の返送があった。有効回収数は260団体であり、有効回答率は35.2%であった。

世田谷区の市民活動団体に関する調査

この調査は、世田谷区に所在ないしは区内で活動されている NPO・市民活動団体の活動実態や行政との関係、地域の団体との連携の状況を明らかにし、地域における協働を進めるための研究として世田谷区が行うものです。本調査の結果は、せたがや自治政策研究所が発行する研究活動報告書『せたがや自治政策』に掲載される予定です。

本調査に関するご質問等は、下記の連絡先までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

なお、ご記入いただいた内容は匿名の統計的データとして処理されますので、本調査へのご回答によって個人や団体が特定されることはありません。

平成 26 年 12 月

せたがや自治政策研究所
(世田谷区政策経営部政策研究・調査課)

【お問い合わせ先】

せたがや自治政策研究所

(世田谷区政策経営部政策研究・調査課)

〒154-0021 東京都世田谷区豪徳寺 2-28-3 厚生会館 2 階

電話番号：03-3425-6124

FAX 番号：03-3425-6895

【ご記入にあたってのお願い】

1. 調査票には団体のリーダー、もしくは団体についてよくご存じの方がご回答・ご記入ください。
2. 回答は、指示にしたがってあてはまる番号に○をつけるか、数字をご記入ください。一部、自由に記入していただくものがあります。
3. ご記入は、黒のボールペンまたは鉛筆でお願いいたします。(ボールペンを同封しています)。
4. 該当する質問には、すべてお答えください。
5. この調査票は **12月19日まで**に、同封の返信用封筒に入れてご返送くださるようお願いいたします(差出人名は無記名で結構です)。
6. 同封の『団体のリーダーに関する調査』にもご協力をお願いいたします。

問1 あなたの団体の所在地はどちらですか。(無回答 11)

1. 世田谷区
100%(249)

(町名)

() 丁目

2. 世田谷区以外
0% (0)

問2 あなたの団体が設立されたのはいつですか。

西暦

(数字)

年

問3 あなたの団体の活動の目的および主たる活動内容について具体的にお書きください。

(記入例：里山の自然環境を保全する、 地域の高齢者に外出の付き添い等の生活援助をする)

問4 あなたの団体で取り組んでいる活動分野すべてに○をつけてください。(無回答 11)

1. 高齢者福祉 24.9%(62)	9. 交通安全 8.0%(20)	17. スポーツ 12.4%(31)	25. 平和の推進 9.6%(24)
2. 児童福祉 21.3%(53)	10. 観光の振興 6.4%(16)	18. 青少年育成 26.9%(67)	26. 防災 20.9%(52)
3. 障がい者福祉 23.3%(58)	11. 自然保護・環境保全 23.3%(58)	19. 芸術・文化の振興 20.1%(50)	27. 被災地支援 17.3%(43)
4. 労働問題 4.8%(12)	12. 環境問題 22.5%(56)	20. 国際交流・国際協力 12.9%(32)	29. 地域の居場所づくり 28.1%(70)
5. 健康づくり 22.9%(57)	13. リサイクル 10.4%(26)	21. 消費者問題 4.0%(10)	30. 商店街振興 10.4%(26)
6. 医療 10.0%(25)	14. 教育 29.3%(73)	22. 男女共同参画 9.2%(23)	31. その他 () 9.2%(23)
7. まちづくり 43.0%(107)	15. 生涯学習 17.7%(44)	23. 市民活動支援 15.7%(39)	
8. 防犯 11.2%(28)	16. 学術研究 10.0%(25)	24. 外国人の支援 6.4%(16)	

問5 あなたの団体の活動地域はどちらですか。あてはまる番号をひとつえらんで○をつけてください。(無回答 10)

- | | | |
|---------------------|---|------------------------|
| 1. 世田谷区内 48.0%(120) | → | 問 5-1 にお答えください |
| 2. 世田谷区外 10.4%(26) | → | 問 5-2 にお答えください |
| 3. 両方 41.6%(104) | → | 問 5-1 と問 5-2 両方お答えください |

問 5-1 世田谷区内の活動範囲としてあてはまる番号をひとつえらんで○をつけてください。○をつけたものについては、カッコの中もご記入ください。(非該当 36 無回答 3)

- | | | | |
|----------------------------------|---|--------------------|---|
| 1. 町内くらい 13.1%(29) | → | { 町名 } | 丁目 |
| 2. 出張所・まちづくりセンターの範囲くらい 14.5%(32) | → | { 出張所名 } | |
| 3. 総合支所の範囲くらい 18.6%(41) | → | 支所名に○
(非該当 219) | { 1. 世田谷 19.5%(8) 2. 北沢 22.0%(9)
3. 玉川 12.2%(5) 4. 砧 26.8%(11)
5. 烏山 19.5%(8) } |
| 4. 世田谷区全域くらい 53.8%(119) | | | |

問 5-2 世田谷区外の活動範囲としてあてはまる番号をひとつえらんで○をつけてください。

(非該当 130 無回答 1)

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1. ひとつの市区町村くらい 6.2%(8) | 4. 複数の都道府県くらい |
| 2. 複数の市区町村くらい 19.4%(25) | 24.0%(31) |
| 3. ひとつの都道府県くらい 9.3%(12) | 5. 国内全域くらい 21.7%(28) |
| | 6. 国際的 19.4%(25) |

問6 あなたの団体の地域社会との関係は次のうちどれに近いですか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。(無回答 11)

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 地域社会と密接に関係しながら活動している 49.0%(122) |
| 2. 地域社会とある程度の関係を持ちながら活動している 37.8%(94) |
| 3. 地域社会とあまり関係を持たず活動している 8.0%(20) |
| 4. 地域社会と関係を持たず活動している 5.2%(13) |

問7 活動場所についてお聞きします。それぞれについて、あてはまる番号をひとつ選んで○をつけてください。

- ・決まった事務所はありますか。(無回答 9) [1. ある 71.7%(180) 2. ない 28.3%(71)]
- ・会合や打ち合わせをするさい、どのような場所を利用しますか。もっともよく利用するもの1つに○をつけてください(無回答 12)
- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 1. 自前の事務所・施設 36.3%(90) | 4. メンバーの自宅 8.9%(22) |
| 2. 公共の集会所・施設 35.1%(87) | 5. その他 () 5.2%(13) |
| 3. 民間の施設(貸会議室・喫茶店など) 13.3%(33) | 6. 会合や打ち合わせは行わない 1.2%(3) |

問8 あなたの団体は法人格をお持ちですか。あてはまるものひとつに○をつけてください。

- (無回答 5)
- | | |
|---|---------|
| 1. 法人格がある (西暦) 年に取得
59.2%(151) | → 問8-1へ |
| 2. 今は持っていないが、今後取るつもりである 種別 () 法人
5.9%(15) | → 問8-1へ |
| 3. 法人格は持っていないし、今後も取るつもりはない
34.9%(89) | → 問8-2へ |

問8-1 法人格がある、または今後取るつもりがある団体の方にお聞きします。法人格をとった理由もしくは法人格をとりたい理由は何ですか。もっともよくあてはまるものひとつに○をつけてください。(非該当 94 無回答 5)

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 1. 税制上有利だから 5.6%(9) | 6. 委託事業を受けるため 11.8%(19) |
| 2. NPO法が制定されたから 33.5%(54) | 7. 助成金・補助金に応募するため 16.8%(27) |
| 3. 民間企業との契約に必要だったから 5.0%(8) | 8. その他 () 13.7%(22) |
| 4. 行政からの勧めがあったから 6.8%(11) | 9. 特に理由はない 2.5%(4) |
| 5. 他の団体からの勧めがあったから 4.3%(7) | |

問 8-2 法人格がなく、今後取るつもりがない団体の方にお聞きします。法人格が必要ない理由は何ですか。もっともよくあてはまるものひとつに○をつけてください。(非該当 171)

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 1. 取得に手間がかかるから 2.2%(2) | 6. 取得するメリットがないから 18.0%(16) |
| 2. 取得後の事務がめんどうだから 5.6%(5) | 7. 制度がわかりにくいから 6.7%(6) |
| 3. 団体の継続が不確定だから 4.5%(4) | 8. その他 () 7.9%(7) |
| 4. そこまでの規模ではないから 43.8%(39) | 9. 特に理由はない 11.2%(10) |
| 5. 法律に縛られたくないから 0.0%(0) | |

問 9 明文化された規則・会則・定款などがありますか。(無回答 5)

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. ある 88.6%(226) | 2. ない 11.4%(29) |
|------------------|-----------------|

問 10 あなたの団体の昨年度の年間収入はどれくらいでしたか。(無回答 6)

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 10 万円未満 14.2%(36) | 5. 300 万円以上 500 万円未満 6.3%(16) |
| 2. 10 万円以上 50 万円未満 30.3%(77) | 6. 500 万円以上 1,000 万円未満 7.1%(18) |
| 3. 50 万円以上 100 万円未満 7.5%(19) | 7. 1,000 万円以上 15.4%(39) |
| 4. 100 万円以上 300 万円未満 9.1%(23) | 8. 昨年度に収入はなかった 10.2%(26) → 問 11 へ |

問 10-1 昨年度に収入のあったものすべてに○をつけてください。また、すべての収入の中でもっとも割合が大きかったものの番号を記入してください。(非該当 32)

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| 1. 会費 65.8%(150) | 5. 行政からの補助金や助成金 46.9%(107) |
| 2. 寄付金・カンパ 50.9%(116) | 6. 行政からの業務委託 18.0%(41) |
| 3. 民間からの補助金や助成金 16.7%(38) | 7. 自主事業の収益 36.8%(84) |
| 4. 民間からの業務委託 8.3%(19) | 8. その他 () 2.6%(6) |

もっとも収入の割合が大きかったもの (非該当 32 無回答 22)

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| 1. 会費 18.9%(39) | 5. 行政からの補助金や助成金 31.1%(64) |
| 2. 寄付金・カンパ 12.6%(26) | 6. 行政からの業務委託 11.2%(23) |
| 3. 民間からの補助金や助成金 4.9%(10) | 7. 自主事業の収益 15.5%(32) |
| 4. 民間からの業務委託 4.4%(9) | 8. その他 () 1.5%(3) |

問11 団体が結成されるにあたって、創設時のメンバーの多くが所属していた団体や集まりはありますか。あてはまるものひとつに○をつけてください。(無回答 9)

1. 既存の NPO・市民活動団体 15.9%(40)	5. 町会・自治会などの地域住民組織 12.4%(31)
2. 既存の社会運動・住民運動団体 4.4%(11)	6. P T A・学校関連 10.8%(27)
3. 同じ職場や労働組合 8.0%(20)	7. その他 () 8.0%(20)
4. 同じサークル・趣味の会・市民講座 8.8%(22)	8. 特にない 31.9%(80)

問12 あなたの団体は会員・非会員の区別がはっきりしていますか。あわせて会員数も記入してください。(無回答 10)

1. 区別がはっきりしている 71.6%(179) 会員数 個人会員 (平均 92.2) 人 (非該当 80 無回答 19) 団体会員 (平均 6.4) 団体 (非該当 80 無回答 18)
2. 区別がはっきりしていない 28.4%(71) —————> 問 13 へ

問 12-1 会員の募集について何か取り組んでいる事があればご記入ください。

--

問 12-2 会員数はどのように変化していますか。(非該当 81 無回答 2)

1. 近年著しく増加 5.6%(10)	3. 近年やや減少 15.8%(28)	5. あまり変化がない 57.1%(101)
2. 近年やや増加 19.8%(35)	4. 近年著しく減少 1.7%(3)	

問13 活動にかかわりのあるメンバーは何人くらいですか。そのうち活動の中心的なメンバーは何人ですか。それぞれ数字を記入してください。

活動にかかわるメンバーの数 (無回答 13)	(平均 31.3) 人
そのうち、中心的なメンバーの数 (無回答 18)	(平均 8.2) 人

問14 活動の中心的なメンバーにはどのような人が多いですか。それぞれもっともよくあてはまるものをひとつ選んで○をつけてください。

性別（無回答 21）	〔 1. 男性 46.9%(112) 2. 女性 53.1%(127) 〕
年代（無回答 12）	〔 1. 20代以下 3.2%(8) 2. 30代 10.5%(26) 3. 40代 19.0%(47) 4. 50代 21.8%(54) 5. 60代 35.5%(88) 6. 70代 9.3%(23) 7. 80代以上 0.8%(2) 〕
職業（無回答 10）	〔 1. 学生・青少年 2.4%(6) 2. 主婦（パート含む） 26.8%(67) 3. 退職者・年金受給者 14.0%(35) 4. 会社員 17.6%(44) 5. アルバイト・非正規 2.4%(6) 6. 会社経営者・役員 2.0%(5) 7. 専門職 13.6%(34) 8. 自営業者 12.8%(32) 9. 公務員 0.8%(2) 10. 団体職員 4.8%(12) 11. その他（ ） 2.8%(7) 〕

問15 中心的なメンバーの入れ替わりはどの程度ありますか。もっとも近いものをひとつ選んで○をつけてください。（無回答 1）

1. 頻繁に入れ替わる 1.2%(3)
2. 固定されない程度に入れ替わりがある 10.8%(28)
3. やや固定されている 49.8%(129)
4. 固定されている 38.2%(99)

問16 あなたの団体にはリーダーと呼べる人はいますか。（無回答 5）

1. 一人いる 48.6%(124)	2. 複数いる 48.2%(123)	3. リーダーと呼べる人はいない 3.1%(8)
-----------------------	-----------------------	-----------------------------

問17 有給の職員・スタッフの人数を教えてください（該当する方がいない場合は 0 とご記入ください）。

有給の職員・スタッフの数（無回答 10）	（ 平均 5.2 ）人
そのうち専従と呼べる人の数（無回答 13）	（ 平均 1.4 ）人

問18 あなたの団体では、次にあげるような仕事に担当者をおいていますか。それぞれについてあてはまる番号をひとつ選んで○をつけてください。

	担当者を おいている	担当者を おいていない	この活動をおこなっていない
1) 助成金・補助金の応募（無回答 10）	52.4%(131)	29.6%(74)	17.3%(45)

2) 会計（無回答 6）	90.2%(229)	8.7%(22)	1.2%(3)
3) 会報や機関誌の編集 （無回答 14）	56.1%(138)	15.0%(37)	28.9%(71)
4) イベントの企画・実施 （無回答 10）	63.6%(159)	31.6%(79)	4.8%(12)
5) 行政との交渉（無回答 16）	56.1%(137)	26.6%(65)	17.2%(42)
6) 外部との連絡窓口 （無回答 10）	73.2%(183)	23.6%(59)	3.2%(8)
7) メンバー、会員、支援者への情報伝 達・連絡（無回答 10）	76.4%(191)	20.8%(52)	2.8%(7)
8) ホームページの作成・管理等 の情報発信（無回答 13）	60.7%(150)	19.4%(48)	19.8%(49)
9) 人事・労務管理（無回答 20）	34.2%(82)	25.0%(60)	40.8%(98)

問19 あなたの団体では仕事をどのように分担していますか。（無回答 3）

1. ひとりでいろいろな仕事をしている 16.7%(43)
2. 複数人で分担し、各人はいろいろな仕事をしている 62.3%(160)
3. 複数人で分担し、各人は特定の仕事をしている 16.3%(42)
4. 特に仕事の分担を決めていない 4.7%(12)

問20 あなたの団体は、役員（理事、世話人、幹事、運営委員など）とよばれる人たちの選出に決まりごとがありますか。あてはまるものをひとつ選んで○をつけてください。（無回答 2）

1. 規約や会則などで明文化されたルールがある 60.5%(156)
2. 規約や会則などで明文化されたルールはないが、慣例化されたルールがある 12.8%(33)
3. 特にルールはない 18.2%(47)
4. 役員をおいていない 8.5%(22) → 問 21 へ

問 20-1 では、役員を決めるとき具体的にどのような方法をとりますか。もっともよくあてはまるものひとつに○をつけてください。（非該当 24 無回答 10）

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1. 選挙 12.4%(28) | 4. リーダーからの指名・推薦 31.0%(70) |
| 2. 輪番 3.1%(7) | 5. メンバーからの推薦 35.8%(81) |
| 3. 前任者からの指名・推薦 7.1%(16) | 6. その他（ ） 10.6%(24) |

問 20-2 役員の任期はありますか。また、再選は認められていますか。それぞれについてあてはまる番号ひとつに○をつけてください。

役員の任期は (非該当 24 無回答 8) 1. ある 66.2%(151) —————→ 2. ない 33.8%(77) —————▶ 問 21 へ	再選は (非該当 109 無回答 3) 1. 回数の制限はあるが認められている 7.4%(11) 2. 回数の制限なく認められている 91.9%(136) 3. 認められていない 0.7%(1)
--	--

問 21 メンバーや会員を対象におこなう活動として、以下にあげる中でおこなっているものすべてに○をつけてください。○をつけたものについて、カッコのなかに数字を記入してください。(無回答 0)

1. 総会 71.2%(185) (平均 23.0) 人くらいが参加 非該当 75 無回答 7
そのうち中心的メンバーは (平均 9.9) 人くらい 非該当 75 無回答 15
2. 理事会・定例会 69.2%(180) (年 平均 4.3 回) 無回答 5
3. 不定期な会合 58.1%(151) (年 平均 3.56 回) 無回答 7
4. メンバー・会員同士の親睦・交流会 68.1%(171) (年 平均 3.7 回) 無回答 5

問 22 実際に行っている活動について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(無回答 2)

1. 講習・研修の開催、学習機会の提供 65.5%(169)	11. 物品の生産・販売 16.3%(42)
2. イベントの開催 72.9%(188)	12. 調査・研究 30.6%(79)
3. 情報提供 53.9%(139)	13. 専門技能や人的サービスの提供 29.1%(75)
4. ネットワーキング・連絡調整 22.1%(57)	14. 資金や物資の援助・提供 7.0%(18)
5. 広報誌や書籍の発行 34.1%(88)	15. 権利擁護 8.1%(21)
6. 相談の受け付け 31.8%(82)	16. 創作・表現活動 20.5%(53)
7. 施設の設置や運営 13.6%(35)	17. 場・スペースの提供 20.5%(53)
8. ウェブサイト、ブログ 43.0%(111)	18. 政策提言 12.0%(31)
9. 署名活動 5.8%(15)	19. 普及・啓発 42.6%(110)
10. デモ・集会への参加 3.5%(9)	20. その他 () 4.3%(11)

問23 あなたの団体では重要な決定をするとき、どのような方法をとりますか。もっとも近いものひとつに○をつけてください。(無回答 9)

1. メンバー全員が協議して決める 33.1%(83)
2. 中心メンバーが協議して決める 59.4%(149)
3. リーダーが決める 7.6%(19)

問24 活動についてメンバーの間で意見が対立するとき、あなたの団体はどのような方法をとりますか。もっとも近いものひとつに○をつけてください。(無回答 15)

1. 納得いくまで話し合う 38.8%(95)
2. 多数決で決める 19.2%(47)
3. リーダーに一任する 25.3%(62)
4. 担当者に一任する 6.9%(17)
5. 無理に結論をださないでおく 9.8%(24)

問25 団体のこれまでの活動の成果として、もっとも評価できることは次のうちどれですか。あてはまるものひとつに○をつけてください。(無回答 10)

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| 1. 行政に提案した 4.4%(11) | 7. 多くの団体や個人と連携・交流した 16.4%(41) |
| 2. メンバーや会員のためになった 14.4%(36) | 8. メンバー・会員の交流や親睦ができた 11.2%(28) |
| 3. 世間一般の人たちのためになった 25.2%(63) | 9. 行政と関係を築いた 4.8%(12) |
| 4. 他の団体や個人に活動が広がった 7.2%(18) | 10. 民間企業・財団と関係を築いた 2.0%(5) |
| 5. 団体の後継者を育てることができた 0.4%(1) | 11. その他 () 3.6%(9) |
| 6. 活動の理念を広めることができた 10.4%(26) | |

問26 あなたの団体と世田谷区の関係として、もっとも近いものは次のうちどれですか。番号をひとつ選んで○をつけてください。(無回答 9)

1. 密接に協力している 32.7%(82)
2. 密接ではないが協力している 37.8%(95)
3. 関係はあるが協力的ではない 6.8%(17)
4. 世田谷区との関係はない 22.7%(57) → 問 29 へ

問27 あなたの団体は世田谷区と以下のような関係をもったことはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(非該当 60 無回答 7)

1. 補助金・助成金の受け入れ 75.6%(146)	7. 各課への意見書・要望書の提出 20.7%(40)
2. 委託事業 22.8%(44)	8. 公共施設の利用 61.1%(118)
3. 審議会・研究会へ委員を派遣 13.0%(25)	9. 区の広報への掲載 37.8%(73)
4. ヒアリング・情報提供 20.2%(39)	10. イベントへの参加・協力 58.0%(112)
5. 区長への陳情・要望 20.2%(39)	11. その他 () 3.6%(7)
6. 区議会への請願・陳情 9.8%(19)	

問28 あなたの団体が関係をもったことがある世田谷区の担当課はどこですか。いくつでも書いてください。(非該当 61 無回答 32)

関係を持った課の数 平均 2.5		
地域振興課 21.6% (36)	梅抛*梅丘拠点整備担当課	道路*道路・外環調整課 0.6%(1)
生活支援課 4.2% (7)	0.6%(1)	道路*道路事業推進担当課
保健福祉課 6.0% (10)	高福*高齢福祉課 1.2% (2)	0.6%(1)
健康づくり課 2.4% (4)	高福*介護保険課 2.4% (4)	道路*交通広場整備担当課
街づくり課 13.2% (22)	高福*介護予防・支援課 3.0% (5)	0.6%(1)
政経*政策企画課 1.2%(2)	子若*子ども育成推進課 3.0% (5)	交通*交通政策課 1.2%(2)
政経*政策研究・調査課 0.6%(1)	子若*児童課 3.0% (5)	交通*公安自転車課 0.6%(1)
政経*広報広聴課 3.0%(5)	子若*代田南児童館 0.6% (1)	交通*鉄道・街づくり課 0.6%(1)
総務*区政情報課 0.6%(1)	子若*保育課 2.4% (4)	土木*土木計画課 2.4% (4)
区長室*秘書課 2.4% (4)	子若*保育整備支援課 1.2% (2)	土木*世田谷土木事務所 0.6% (1)
危機*災害対策課 5.4% (9)	子若*子ども家庭課 4.8% (8)	土木*工事第二課 1.2% (2)
危機*危機管理担当課 0.6%(1)	子若*若者支援担当課 3.6%(6)	土木*玉川土木事務所 0.6% (1)
生文*市民活動推進課	世保*健康企画課 0.6% (1)	土木*砧土木事務所 1.8% (3)
15.0% (25)	世保*健康推進課 1.8% (3)	土木*烏山土木事務所 0.6% (1)
生文*文化・国際課 6.6% (11)	世保*感染症対策課 1.2% (2)	教政*教相・特支援教育課
生文*人権男女共同参画担当課	世保*生活保健課 0.6% (1)	0.6% (1)
2.4%(4)	都整*都市計画課 3.0% (5)	教政*生涯・学校連携課 2.4% (4)
生文*健康村・ふるさと交流課	都整*都市デザイン課 4.2% (7)	教政*郷土資料館 0.6% (1)
0.6 (1)	都整*地域整備課 2.4%(4)	区議会事務局 0.6% (1)
生文*生涯現役推進課	都整*建築調整課 1.2% (2)	選挙管理委員会事務局 0.6% (1)
6.0% (10)	都整*住宅課 4.2% (7)	文化財団・世田谷美術館 1.2% (2)
生文*消費生活課 0.6%(1)	生抛*拠点整備第一課 0.6% (1)	産業振興公社 1.8% (3)
スポ推*スポーツ推進課 3.6% (6)	みどり*みどり政策課 10.2% (17)	保健センター 0.6% (1)

環境*環境計画課 1.8% (3)	みどり*公園緑地課 6.6% (11)	社会福祉協議会 3.6% (6)
産政*工業・雇用促進課 1.2% (2)	みどり*世田谷公園事務所 2.4%(4)	トラストまちづくり 6.0%(10)
産政*都市農業課 1.8% (3)	みどり*北沢公園事務所 1.2% (2)	教育委員会 12.0% (20)
清掃・リサ*管理課 1.8% (3)	みどり*烏山公園事務所 0.6%(1)	出張所・まちづくりセンター 17.4% (29)
清掃・リサ*事業課 2.4% (4)	道路*道路管理課 1.2% (2)	その他 3.6% (6)
保福*計画調整課 2.4% (4)		
障福*障害施策推進課 7.8% (13)		
障福*障害者地域生活課 8.4%(14)		

問29 あなたの団体が一緒に活動したことのある団体の数を記入してください。ない場合は0を記入してください。(無回答24)

(数字) 平均 9.7	団体 (0の場合は問30へ)
----------------	----------------

問29-1 あなたの団体が一緒に活動した団体の中に、NPO・市民活動団体はありますか。ある場合は団体数もお答えください。(非該当92 無回答4)

1. ある 70.7%(116)	→	団体数 (非該当144 無回答2)	⎧ (数字) 平均 7.69	⎫ 団体
2. ない 29.3%(48)	→			問30へ

問29-2 NPO・市民活動団体とは具体的にどのような活動を一緒にしたことがありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(非該当144)

1. イベントの開催 76.7%(89)	5. 人的支援 37.9%(44)
2. メンバーの交流 53.4%(62)	6. 寄付・カンパ 17.2%(20)
3. 情報交換 71.6%(83)	7. 勉強会・研修 50%(58)
4. 機材や物品の貸与 22.4%(26)	8. その他 () 9.5%(11)

問30 あなたの団体は以下にあげる団体と交流がありますか？あてはまるものすべてに○をつけてください。(無回答 27)

1. 町会・自治会 49.8%(116)	6. PTA 74.2%(173)	11. 商店会・商店街
2. 社会福祉協議会 35.6%(83)	7. 小学校・中学校 59.2%(138)	32.2%(75)
3. 民生・児童委員協議会 10.7%(25)	8. 保育園・幼稚園 18.0%(42)	12. 大学 31.3%(73)
4. 青少年地区委員会 12.4%(29)	9. ボランティア協会 18.9%(44)	13. 民間企業
5. トラストまちづくり 34.8%(81)	10. 老人ホーム等高齢者施設 18.0%(42)	33.9%(79)

問31 あなたの団体から派生したり、あなたの団体が設立を支援した NPO・市民活動団体はありますか。ある場合はその数を、なければ0を記入してください。(無回答 27)

派生した団体の数は

(数字) 平均 0.4

問32 あなたの団体は次にあげるような問題を抱えていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(無回答 7)

1. 中心メンバーの高齢化 40.4%(105)	9. 団体内外における意識のギャップ
2. 中心メンバーの固定化 32.9%(81)	7.5%(19)
3. 重要な活動の担い手の不足 43.5%(110)	10. 非活動的な会員・メンバーの増加 4.7%(12)
4. 人手不足 37.9%(96)	11. 会計知識の不足 9.9%(25)
5. 資金不足 58.1%(147)	12. 情報発信の不足 23.3%(59)
6. 施設・設備の不足 31.2%(79)	13. 事業を外部評価する機会がない 5.1%(13)
7. 会員や参加メンバーの減少 17.4%(44)	14. 会の存在理由が消滅 0.8%(2)
8. メンバー間の意識のギャップ 15.0%(38)	15. その他() 2.0%(5)
	16. 特に抱えている問題はない → 問 33 へ 7.5%(19)

問 32-1 特に問題となっているのは上記のうちどれですか、ひとつ選んで番号を記入してください。(非該当 26 無回答 16)

1. 中心メンバーの高齢化 16.1%(35)	9. 団体内外における意識のギャップ 1.4%(3)
2. 中心メンバーの固定化 10.1%(22)	10. 非活動的な会員・メンバーの増加 0.0%(0)
3. 重要な活動の担い手の不足 16.5%(26)	11. 会計知識の不足 0.5%(1)
4. 人手不足 9.2%(20)	12. 情報発信の不足 5.5%(12)
	13. 事業を外部評価する機会がない 0.5%(1)

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 5. 資金不足 27.1%(59) | 14. 会の存在理由が消滅 0.0%(0) |
| 6. 施設・設備の不足 6.9%(15) | 15. その他() 0.9%(2) |
| 7. 会員や参加メンバーの減少 4.1%(9) | |
| 8. メンバー間の意識のギャップ
1.4%(3) | |

この問題に対して、現在どのような取り組みをされていますか。自由にご記入ください

問33 NPO・市民活動の評価のされ方について、以下の2つのうち、あなたの団体としての意見はどちらに近いですか。番号をひとつ選んで○をつけてください。(無回答 23)

- (A) NPO・市民活動は、団体の目標や理念よりも、実績によって評価される方がよい。
- (B) NPO・市民活動は、実績よりも、団体の目標や理念によって評価される方がよい。

- | |
|------------------------------|
| 1. Aに近い 33.8%(80) |
| 2. どちらかといえばAに近い
32.9%(78) |
| 3. どちらかといえばBに近い
21.1%(50) |
| 4. Bに近い 12.2%(29) |

問34 NPO・市民活動の目標・理念と活動との関係について、以下の2つのうち、あなたの団体としての意見はどちらに近いですか。番号をひとつ選んで○をつけてください。(無回答 18)

- (A) 活動を続けるためには、環境の変化があっても、活動を始めた当初の目標・理念を大切にされた方がよい。
- (B) 活動を続けるためには、活動を始めた当初の目標・理念にこだわるよりも、その時々
の事情におうじて柔軟に対応された方がよい。

- | |
|---------------------------|
| 1. Aに近い 26.9%(65) |
| 2. どちらかといえばAに近い 22.3%(54) |
| 3. どちらかといえばBに近い 30.6%(74) |
| 4. Bに近い 20.2%(49) |

問35 行政からの支援としてどのようなものが必要ですか。現在そのような支援を受けているかどうかに関わらず、今後もっとも必要だと思うものをひとつ選んで○をつけてく

ださい。(無回答 11)

1. 活動場所（事務所・拠点等）の提供 20.9%(52)	6. 他団体とのマッチング・仲介 3.2%(8)
2. 補助金の拡充 33.7%(84)	7. 入会希望者の紹介 5.2%(13)
3. 備品・機材の提供 3.6%(9)	8. 官民協働事業の拡充 10.0%(25)
4. 情報発信の支援 9.2%(23)	9. その他（ ） 2.8%(7)
5. 学習会や研修の開催 1.6%(4)	10. 特に支援は必要ない → 質問は以上です 9.6%(24)

問 35-1 その理由をお答えください。

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

お願い

今後、日ごろの活動内容などを詳しくお聞きするためにご連絡を差し上げてもよろしければ、下欄に団体名・ご担当者の氏名・ご連絡先を記入していただければ幸いです。なお、本調査の回答は匿名の統計的データとして処理されますので、以下にご記入いただいても個人や団体が特定されることはなく、匿名性が損なわれることはありません。

団体名

ご担当者

ご連絡先（電話番号、E-mail アドレス等）

引き続き、同封の『団体のリーダーに関する調査』にもご協力をお願いいたします。

団体のリーダーに関する調査

この調査票は世田谷区が行う『世田谷区の市民活動団体に関する調査』の別紙として、どのような方が団体のリーダーを担っているかについてお聞きします。

ご記入にあたって

- ・この調査票は、リーダーご本人がご回答くださいますようお願いいたします。リーダーと呼べる方がいない団体、もしくは期限までにリーダーが回答することが難しい等の事情のある場合、ご回答は不要です。
- ・本調査票は同封の『世田谷区の市民活動団体に関する調査』と同じ返信用封筒に封入し、**12月19日まで**にご返送ください。
- ・ご不明な点は下記の連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】 せたがや自治政策研究所（世田谷区政策経営部政策研究・調査課）

〒154-0021 東京都世田谷区豪徳寺 2-28-3 厚生会館 2 階

電話番号：03-3425-6124 FAX 番号：03-3425-6895

問1 団体内でのあなたの役職は何ですか。あてはまるものに○をつけてください。(無回答 24)

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 代表 71.2%(168) | 4. 特に役職にはついていない 1.3%(3) |
| 2. 理事・役員・世話人 16.9%(40) | 5. その他 () 2.5%(6) |
| 3. 事務局長 8.1%(19) | |

問2 あなたは団体の創設メンバーですか。(無回答 24)

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1. 創設メンバーである 80.9%(191) | 2. 創設メンバーではない 19.1%(45) |
|-------------------------|-------------------------|

問3 あなたの性別と年齢をお教えてください。

性別	1. 男性	2. 女性	年齢	満	平均 60.5	歳
(無回答 23)	56.5%(134)	43.5%(103)	(無回答 33)			

問4 最後に卒業した学校はどちらですか。(在学中を含む)(無回答 25)

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1. 中学校 (旧制高等小学校を含む) | 3. 短大・高専・専門学校 |
| 1.7%(4) | 16.6%(39) |
| 2. 高等学校 (旧制中学校を含む) | 4. 大学・大学院 (旧制高等学校を含む) |
| 8.9%(21) | 72.8%(171) |

裏面に続きます

問5 あなたは現在、有給の仕事をされていますか。複数の仕事をお持ちの方は、主たる収入を得ている仕事についてお答えください。(無回答 28)

- | |
|---------------------------------------|
| 1. この団体で仕事をしている 22.0%(51) |
| 2. 他の職場で仕事をしている 56.0%(130) |
| 3. 現在、仕事をしていない(休職・退職) 21.6%(50) → 問6へ |
| 4. これまで仕事をしたことがない(学生含む) 0.4%(1) → 問8へ |

問5-1 どのような形で働いていらっしゃいますか。(非該当 79 無回答 17)

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 自営業主 23.2%(38) | 4. 常時雇用されている従業者 26.8%(44) |
| 2. 家族従業者 3.0%(5) | 5. パート・アルバイト 12.2%(20) |
| 3. 会社経営者・役員 28.7%(47) | 6. 派遣社員・契約社員・嘱託 6.1%(10) |

問5-2 お勤め先の従業員数は、全体(支社、営業所だけでなく)でどのくらいですか。
(非該当 79 無回答 12)

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1. 自分ひとり 15.4%(26) | 5. 従業員 30~299人 15.4%(26) |
| 2. 家族従業者のみ 7.7%(13) | 6. 従業員 300人~999人 2.4%(4) |
| 3. 従業員 4人以下 19.5%(33) | 7. 従業員 1000人以上 8.9%(15) |
| 4. 従業員 5人~29人 27.8%(47) | 8. 官公庁 3.0%(5) |

問6 あなたはこれまで管理職(課長相当以上)についたことはありますか。

(非該当 29 無回答 14)

- | |
|------------------|
| 1. ある 61.3%(133) |
| 2. ない 38.7%(84) |

問7 あなたはこれまで専門的な仕事についたことはありますか。(非該当 29 無回答 20)

- | |
|------------------|
| 1. ある 66.4%(140) |
| 2. ない 33.6%(71) |

→ お仕事の内容をご記入ください。

--

問8 あなたは結婚していますか。(無回答 35)

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 結婚している 78.7%(177) | 2. 結婚したことはない 6.7%(15) |
| 3. 現在、配偶者はいない 14.7%(33) | |

問9 配偶者がいる方はご夫婦、いない方はご自身で年間どれくらいの収入がありますか。あてはまる番号をひとつ選んで○をつけてください。(お答えになりたくない場合は無記入でかまいません。)(無回答 104)

1. 300万円未満	19.2%(30)	3. 600～900万円未満	23.1%(36)	5. 1200～1500万円未満	4.5%(7)
2. 300～600万円未満	33.3%(52)	4. 900～1200万円未満	13.5%(21)	6. 1500万円以上	6.4%(10)

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

本調査票は、『世田谷区の市民活動団体に関する調査』と同じ返信用封筒に封入し、ご返送くださいますようお願いいたします。